

「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律案」

令和元年 5 月 28 日

国民民主党

源馬謙太郎

政府提出「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律案」に対する討論

私は国民民主党・無所属クラブを代表し、ただいま議題となりました、政府提出「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律案」について、賛成の立場から討論を行います。

昨年 3 月、目黒区で船戸結愛（ゆあ）ちゃんが虐待を受けて死亡するという痛ましい事件が起きました。その後も悲劇は繰り返され、今年 1 月には、野田市で栗原心愛（みあ）さんが虐待を受けて死亡するという事件が起きました。

結愛（ゆあ）ちゃんが覚えたてのひらがなでノートに書いた「もうおねがいゆるして」という悲痛な叫び、心愛（みあ）さんが勇気を振り絞ってアンケートに書いた「先生、どうかできませんか」という SOS は、今も多くの国民の心を痛めています。二人の命と言葉を重く受け止め、国民民主党など野党 5 会派は、小さな命を守るために児童虐待防止対策を抜本的に強化する法案を提出しました。

政府与党も、同じ思いだと思います。しかし政府提出法案は、我々が虐待防止に必要なだと考え、法案に盛り込んだものの多くが取り入れられていないものでした。まず、政府提出案の不足していた点を述べたいと思います。

第一に、児童相談所の設置に関することです。

政府案では、児童相談所を中核市及び特別区に必置とされていません。平成 28 年の改正において、「施行後 5 年を目途として」「中核市及び特別区が児童相談所を設置することができるよう」「支援その他の必要な措置を講ずる」と規定されましたが、現在設置されているのは 3 市にとどまり、中核市等での児童相談所の設置はなかなか進みません。虐待相談対応件数が増加の一途をたどっている今、住民に一番身近な基礎自治体において、

子育て支援から児童虐待防止対策まで一貫した施策が実施されるように、中核市等の意見を踏まえながら、国がリーダーシップを発揮し、惜しみない人的・財政支援を行っていくべきではないでしょうか。

また、児童福祉司の増員は児童虐待防止対策の最も重要なポイントの一つです。増え続ける児童虐待に迅速かつ適切に対応するためには、各児童相談所に児童福祉司をさらに配置することが必要だと考えます。

第二に、転居した場合の対応に関することです。

政府案には、児童相談所が支援を行う家庭が転居した場合の対応が盛り込まれていませんでした。転居した場合の引き継ぎを強化し、転居しても児童相談所の指導措置が一定期間継続されるようにすることは非常に重要なポイントです。目黒区や野田市の事件からも、その必要性は明らかなはずですが。

第三に、児童への配慮についてです。

我々は、施設入所等の措置や一時保護の実施又は解除に当たって必ず児童の意見を聞くこととし、その際には児童の心身の状況や環境等に十分配慮しなければならないと考えますが、政府案にこのような規定はありません。

そのほかにも、「しつけ」と称する体罰を禁止することについても政府案は不十分でした。我々が民法の懲戒権の見直しを早急に検討すべきだと主張したのに対し、政府は2年を目途に検討するとしています。子どもの命に関わる問題であり、見直しの検討に2年もかけるのは遅すぎます。

安倍総理は今年1月の施政方針演説で「何よりも子どもたちの命を守ることを最優先に、児童相談所の体制を抜本的に拡充」と述べておられましたが、総理の言葉とは裏腹に、政府案の内容が不十分なものとなったことは残念です。本当に総理が「子供たちの命を守ることを最優先に」考えているなら、もう一步踏み込んだ法案にさせていただいたかかったと率直に思います。これまでも、国民の多くが疑問を持ち、野党が反対し、与党の皆さんも首を傾げるような、例えば参議院の定数増なども、様々な反対を押しつけて、力業で押し通すことができたわけですから、この法案にこそその力を発揮してもらいたかかったと、本当に残念に思います。

しかし、我々野党が、野党案の内容を政府案に盛り込むよう、修正を強く求めたところ、政府・与党から一定程度修正を行うとの回答が得られました。修正しても不十分な点が残っていることに変わりはありませんが、修正項目には評価できる内容が含まれています。特に、児童相談所の所長の責務として、虐待を受けた児童が転居する場合、必要な支援が切れ目なく行われるよう、転居前の児童相談所長が転居後の児童相談所長に、転居先の住所などを速やかに情報提供することなどを規定する修正は、転居時の引継ぎを強化するための前進であると評価します。

また、厚生労働委員会において、修正案にかかる以下のような点につき、政府から明確な答弁を得られたことも一定の評価ができます。

具体的には、児童相談所の設置について、管轄人口の多寡や、対応件数の多寡などの諸要素を勘案した上で、設置が進められるように政府として後押ししていくこと。

児童福祉司の増員について、来年度以降さらに必要な検討を行い、その際には児童福祉司一人あたりの担当する児童虐待ケースと非行ケースを合わせて40件を超えないような検討を行っていくこと。

地方自治体における児童相談所職員等への研修について、より効果的な実施に向けた支援を行っていくとともに、人事ローテーションのあり方についても検討を進めること。

リスクアセスメントのあり方について、DVの問題や、虐待の兆候、特定妊婦への支援やアクセスのあり方なども考慮しながら、関係機関が、状況の変化をきめ細かく把握し共有できるようなものにすべく研究を行っていくこと。

さらに、0歳児の虐待死事案への取り組みについては、予期せぬ妊娠をした女性に対するさらなる支援を行っていくことなどが明言されました。

今この瞬間も、親からの虐待の被害に遭っている子どもが大勢います。命の危険に晒されている子どももいるかもしれません。児童虐待防止対策を速やかに、一步でも前進させる必要があるとの思いから、修正された政府案に賛成いたします。

しかし、今回の法改正で、児童虐待防止対策の強化を終わらせてはいけません。修正協議の結果、野党案を撤回しましたが、野党案に盛り込んだ、児童相談所を中核市や特別区に必置とすることや児童福祉司のさらなる増員などを実現させていく必要があります。また、野党案の検討規定に盛り込んだ、親権者が児童に体罰を加えた場合における親権停止等の在り方、児童虐待を受けた新生児が死亡する事態の防止、里親への委託を促進するための措置などについても、政治が答えを出していかなければなりません。これらの残された課題についても積極的に対応するよう、政府に求め続けるとともに、与野党を超えた全議員のさらなる議論と、速やかな行動をお願いするものであります。

国民民主党は引き続き、子どもの命を守るため、児童虐待防止対策の抜本的強化に全力を挙げて取り組んでいく所存であることを申し述べ、討論を終わります。